

第3号被保険者等に関する実態調査について

この資料では、説明を簡略化するため、主に男性が働いていて女性が被扶養者であるというケースを想定した表現で説明しているが、制度自体は男女で取扱いが異なるわけではなく、男性も第3号被保険者となりうる。

厚生労働省年金局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第3号被保険者制度に係る検討規定等

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号）（抄）

附 則（検討等）

第二条（略）

4 政府は、第三号被保険者（国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下この項において同じ。）の在り方について国民的な議論が必要であるという認識の下、その議論に資するような第三号被保険者の実情に関する調査研究を行い、その在り方について検討を行うものとする。

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議（抄）

衆議院厚生労働委員会（令和7年5月30日）

九（略）第三号被保険者制度の在り方、年金生活者支援給付金等を含めた低年金者の支援の在り方といった課題についても、速やかに検討を進めること。第三号被保険者制度については、国民的な議論に資するような実情に関する調査研究を行うこととし、調査研究に当たっては、現行制度に関わる当事者の意見を聴取するよう努めること。

参議院厚生労働委員会（令和7年6月12日）

十、第三号被保険者制度の在り方の見直しについては、国民的な議論に資するような実情に関する調査研究を行うこととし、調査研究に当たっては、現行制度に関わる当事者の意見を聴取するよう努めること。

社会保障改革項目に関する具体的な骨子（令和8年7月7日 自由民主党・日本維新の会 社会保障制度改革協議体）（抄）

（10）配偶者の社会保険加入率上昇及び生涯非婚率上昇等をも踏まえた第3号被保険者制度等の見直し

共働き世帯の増加など家族構成や働き方の多様化に適合した、働き方に中立的かつ公平な社会保障制度を早期に構築する。

このため、第3号被保険者制度については、その縮小に向け、マルチワーカーへの対応等を含めた短時間労働者等への被用者保険適用拡大を早期に進展させるとともに、第3号被保険者に係る実態調査を実施し、令和8年度中にその結果をとりまとめ、課題の整理を行う。同整理及びそれに関する具体的施策の企画立案等のため、第3号被保険者制度に関する検討会を令和8年夏頃を目途に立ち上げ、政策を推進する。

経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日閣議決定）（抄）

連立政権合意書に盛り込まれた13の社会保障改革項目について合意された具体的な骨子に基づき、2026年度中に具体的な制度設計を行い、順次実行する。

具体的には、経済・物価動向等に適切に対応し、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備することとあわせて、医療・介護を中心とした社会保障制度改革を着実に実行することにより、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指す。このため、骨太方針2025と同様、経済・物価動向等を踏まえ、的確な対応を行いつつ、これまでの歳出改革努力を継続し、2027年度の社会保障負担率が2025年度と比較して上昇しないよう取り組む。また、社会保障制度が果たす機能を損なわないよう配慮しつつ、社会保障負担率の目標の検討を進め、これとあわせて、社会保障改革について2026年度中に改革項目の具体化と工程の明確化を図り、順次実施する。

第3号被保険者等に関する実態調査

- **第3号被保険者の実態を明らかにするため、第3号被保険者等に対するアンケート調査を実施**
第3号被保険者制度を検討するにあたって、第3号被保険者等の世帯状況や就業状況に焦点を当て、扶養の範囲内で働いている人や働きたくても働けない人等の状況を調査
- アンケート調査に加え、第3号被保険者制度に対する評価や自身の就業状況等について、**第3号被保険者等の当事者の意見を聴取し、より深い認識を把握するため、ヒアリング調査も実施**

※ 社会保障審議会年金部会における議論の整理（令和6年12月25日）（抄）

第3号被保険者の中には、短時間労働者として働く者がいる一方で、過半を占める非就業の中には、出産・育児や介護・看護のため、あるいは、健康上の理由のためすぐには仕事に就けない者など、様々な属性の者が混在している状況にある。

アンケート調査の概要

調査の趣旨

- 第3号被保険者の中には、出産・育児や介護・看護等の事情により働けない者やいわゆる「年収の壁」を意識している者、希望により扶養の範囲内に留まる者など、様々な属性の者が混在している状況にある。
- このような第3号被保険者がどのような要因から扶養の範囲内に留まり、どのような割合で第3号被保険者という集団が構成されているのかを明らかにする観点から、実態調査を実施する。
- 具体的には、（独）労働政策研究・研修機構（JILPT）に研究要請をしており、以下の通り、第3号被保険者等に対するアンケート調査を行い、令和8年度中に結果をとりまとめる。

調査方法 Webアンケート調査（層化割付回収）（※1）

調査対象

- 20～59歳の男女（学生を除く）で、年収260万円（中央値）（※2）以下の者全体で2万人規模を調査対象者とする。このうち、第1号：5,000人、第2号：5,000人、第3号：9,000人とし、第3号から第2号に転換した者を第2号の内数として1,000人確保する。

調査内容

- 上記調査の目的を達成するため、以下のような項目を含む。
 - 調査対象者本人の情報（性別、年齢、収入等）
 - 調査対象者の属する世帯の情報（配偶者の就業や収入、子どもの数や末子の年齢、親の介護等）
 - 就業している調査対象者の就業状況（現在の就業形態で働いている理由、就業を制限する理由等）
 - 就業していない調査対象者の就業希望（就業していない理由、就業希望等）
 - 第3号被保険者制度に関する認識（制度変更への意向等）

※1国内在住の20～59歳の男女（学生を除く）で年収260万円以下の者について性別×年齢層（5歳刻み・8区分）×配偶関係（配偶者有り・無し）×居住地域ブロック（三大都市圏（首都圏/近畿圏/中京圏）、それ以外の4区分）×就業状況（仕事有り・無し）×公的年金被保険者区分（第1号・2号・3号）の計768区分

※2 令和4年国民生活基礎調査・特別集計結果に基づき、所得及び抛出のない者も含めた全体の中央値を算出

アンケート調査の内容①

○ 調査対象者の配偶者や属する世帯の情報（配偶者の就業や収入、子どもの数や年齢、親の介護等）について調査。

● 配偶者の状況（配偶者がいる場合）

- 配偶者の現在の就業形態・状況
- 配偶者の、1週間の、平均的な就業時間
- 配偶者の、本年の年収、収入源
- 配偶者の公的年金被保険者区分
- 配偶者の年齢
- 配偶者との関係（家計に関する重要な決定を主に誰が行っているか）

● 世帯等の状況

- 現在の世帯人数及び同居人数
- （同居者がいる場合）同居者の種類（配偶者／子／親／その他）
- （同居している子どもがいる場合）子どもの人数
- 末子年齢 ⇒（乳幼児の場合）保育利用状況
- ケア（手助けや見守り）を必要とする家族・親族の有無
（同居・別居×配偶者／子／親／その他）
- （いずれかいる場合）要介護認定、障害者認定の有無
- ケアに従事する時間、従事してきた期間
- 回答者自身の心身の状態、健康状態

アンケート調査の内容②－1

○ 調査対象者の就業に関する状況（就業形態、就業時間、就業希望の有無、就業を制限する理由等）について調査。

● 就業に関する状況

- 主な仕事の就業形態・状況
- 主な仕事の給与／直近1年間の給与等の増減／給与等が上がった理由
- 主な仕事の勤務先の人数規模／就業継続期間（又は求職活動期間）
- 主な仕事の1週間の就業時間
- すべての仕事について合算した、1週間の就業時間
- （「主な仕事」の1週間の就業時間が40時間未満の場合）働く時間を制限しているか
- （現在働いていない場合）就業希望はあるか
- 働く時間を制限している理由や、パートタイムにしたい理由／就業を希望しない理由

【家庭・家族に関する理由】

- ☐ 家事（炊事・洗濯・買い物・掃除など）のため
- ☐ 妊娠・出産・育児のため
- ☐ 看護・介護のため
- ☐ 配偶者や家族の意向のため

【自身の状況・希望に関する理由】

- ☐ 配偶者が主に働き、自身は家庭を支えるのが望ましい
- ☐ 自身の健康上の理由
（病気やけが、心身の負担、高齢など）
- ☐ 自分のことに時間を使いたい
（趣味や勉強、ボランティアなど）
- ☐ ブランクが長い、スキル不足など働く自信がない

【経済的・制度的な理由】

- ☐ 家計に余裕があり、収入を増やす必要がない
- ☐ 税制や社会保険などにおける負担を回避したい
- ☐ 働く時間を増やしても（働いても）、経済的な見返りが小さい

【仕事・職場に関する理由】

- ☐ 勤め先での、仕事や役割を限定したい
- ☐ 会社から言われている
- ☐ 希望する条件の仕事が、ない・ありそうにない

【その他】

アンケート調査の内容②－２

○ 調査対象者の就業に関する状況（現在の就業形態で働いている理由、就業調整の有無や理由等）について調査。

● 就業に関する状況

➤ 現在の就業形態で働いている理由

- ☐ 働き方の自由度を重視（残業・転勤などを回避）
- ☐ 家計を補助したい、自分で自由に使えるお金を得たい
- ☐ 家事や育児、介護などと両立しやすい
- ☐ 自宅から近い、在宅勤務できる
- ☐ 休みやすい、辞めやすい
- ☐ 正社員の仕事が見つからない、採用されない
- ☐ 病気等で正社員として働けない、働く自信がない
- ☐ やりたい仕事やスキルを活かせる仕事が、現在の就業形態だった
- ☐ その他

➤ 働く時間を制限する理由がなくなった場合、現在以上に働くことを希望するか（可能か）

➤ 税制や社会保険等のため、「就業調整」をしているか

➤ 「就業調整」する際に意識している制度等

- ☐ 自身の住民税がかかること
- ☐ 自身の所得税がかかること
- ☐ 配偶者の所得税が増えること
- ☐ 配偶者の勤務先からの配偶者手当・家族手当の有無
- ☐ 厚生年金・健康保険に自ら加入して保険料を負担

- ☐ 国民年金・国民健康保険に自ら加入して保険料を負担
- ☐ 非課税世帯として受け取れる給付金がもらえなくなる
- ☐ 現在負担している社会保険料の額が増加すること
- ☐ 勤務先の制度や雇用条件、勤務先の意向
- ☐ 特定の制度を意識しているわけではなく、なんとなく

➤ 「ふだんの生活」における平日（自身や配偶者の仕事、子どもの学校など主な活動がある日）の、平均的な生活時間配分

➤ 現在の生活に対する満足度

アンケート調査の内容③

○ 第3号被保険者制度に関する認知度や考え（制度変更への意向等）についても調査。

- 第3号被保険者制度に関する正誤問題（以下、選択肢）

- 第3号被保険者は、保険料を支払う必要がない
- 第3号被保険者となるための年収基準は、原則130万円未満である
- 第3号被保険者は、その期間に応じた老齢基礎年金を受給できる
- 第3号被保険者の保険料は、自身の配偶者の厚生年金保険料に上乗せして徴収されている

- 第3号被保険者制度に対する考え

- 第3号被保険者制度は、現在の多様な働き方（共働き・短時間就労など）に合わなくなっていると思うか
- 第3号被保険者制度は、就業調整の要因になっていると思うか
- 第3号被保険者制度は、単身者や共働き世帯、自営業主等と比較して不公平な制度だと思うか
- 第3号被保険者制度は、育児や介護、家事等を負担する配偶者のために必要な制度だと思うか
- 第3号被保険者制度は、何らかの見直しが必要だと思うか

アンケート調査の内容④

○ 第3号被保険者となったきっかけ・理由や、仮に制度が見直された場合にどのように行動するかについて調査。

● 第3号被保険者である理由等

- これまでに、配偶者の扶養に入り第3号被保険者として国民年金に加入していた期間はあるか
- あなたが配偶者の扶養に入り、第3号被保険者となったきっかけは何だったか
(結婚／妊娠・出産・育児／介護・看護／自身の健康上の理由／配偶者や家族の意向／離職・退職／転職や勤務先の制度・雇用条件に伴う働き方の変化／配偶者の転勤等、家族の働き方の変化／その他)
- あなたが一定期間「第3号被保険者」である・あった理由

【家庭・家族に関する理由】

- ☐ 家事（炊事・洗濯・買い物・掃除など）のため
- ☐ 妊娠・出産・育児のため
- ☐ 看護・介護のため
- ☐ 配偶者や家族の意向のため

【自身の状況・希望に関する理由】

- ☐ 配偶者が主に働き、自身は家庭を支えるのが望ましい
- ☐ 家庭の事情（家事や育児、介護など）に専念したい
- ☐ 自身の健康上の理由（病気やけが、心身の負担、高齢など）
- ☐ 自分のことに時間を使いたい（趣味や勉強、ボランティアなど）

【経済的・制度的な理由】

- ☐ 家計に余裕があり、収入を増やす必要がない
- ☐ 税制や社会保険などにおける負担を回避したい
- ☐ 働く時間を増やしても（働いても）、経済的な見返りが小さい
- ☐ 将来の年金より、現在の手取りを重視
- 【社会保険に対する考え・移行状況】
- ☐ 第2号被保険者になるメリットがわからない
- ☐ 第1号や第2号への転換を考えているが、現在は準備中

【その他】

- 仮に「第3号被保険者制度」が見直された場合、どのように行動すると思うか

- ☐ 何もしない（そのまま受け入れる）
- ☐ 働く時間を、大幅に増やす
- ☐ 働く時間を、やや増やす
- ☐ 働く時間を減らす、働くことをやめる

- ☐ 新たに、フルタイムで働き始める
- ☐ 新たに、パートタイムで働き始める
- ☐ その他
- ☐ 何とも言えない・わからない

アンケート調査の内容⑤

○ 第3号被保険者から第2号被保険者に転じた理由や、キャリア形成、老後の見通し等について調査。

● 第3号被保険者から第2号被保険者に転じた理由等

- あなたが「第3号被保険者」から「第2号被保険者」へ転換したのは、いつか
- あなたが「第2号被保険者」へ転換した（できた）理由

【経済的な理由】

- ❑ 労働時間を増やせるようになり、手取り収入を増やしたかった
- ❑ 最低賃金が上昇し、労働時間を抑制するのはもったいないと思った
- ❑ 世帯収入を増やす必要があった

【仕事・職場環境の変化】

- ❑ 会社の制度変更（適用拡大への対応など）により、加入が必須となった
- ❑ 会社から働き方の変更を勧められるなど、働き方の選択肢が拡大した
- ❑ 人手不足により、勤務時間の延長など就労機会が増えた

【家庭・生活環境の変化】

- ❑ 育児や介護、家事等の負担が軽減された
- ❑ 家族や配偶者の考え方等が変化し、長い時間働けるようになった

【自身の考え方・価値観の変化】

- ❑ 将来に備え、給料や年金を増やすなど、より確実な選択をしたいと思うようになった
- ❑ 自立したい・キャリアアップしたいなど、より多く働きたいと思った
- ❑ 周囲の影響で、働くことに対する考え方が変わった
- ❑ 社会とのつながりや役割を持ちたい、広げたいと思った

【制度への理解・認識の変化】

- ❑ 制度の内容（年金・税制など）を理解したことで、判断が変わった
 - ❑ 第3号被保険者制度が非難・批判されていると感じた
- 【その他】

- 第2号被保険者に転換する前から、働いていたか（転換直前の、1週間の就業時間）

● キャリア形成、老後の見通し等

- 学校を卒業後、これまでに就いたことのある仕事の数（就業形態は問わない）はいくつか
- これまでで最も長く続けた主要な仕事の就業形態、就業期間の長さ、公的年金加入状況
- （直近の）仕事の離職理由
- 将来受け取る公的年金額を、把握しているか
- 公的年金を除き、老後のための資金はどの程度、準備できていると思うか

ヒアリング調査の概要

調査の趣旨

- ・ 第3号被保険者制度について、民間事業者に委託してヒアリング調査を実施し当事者の意見を聴取する。
- ・ 統計では表れてこない当該制度に関する率直な意見や、アンケート調査や数値では確認できない、就業等に関するより深い認識等を聴取し、令和8年度中に結果をとりまとめる。

調査方法

オンラインによるDI（デブスインタビュー）調査（1人あたり60分）

調査対象者

- ・ 第3号被保険者を中心に、比較対象としての第1号被保険者や第2号被保険者も調査対象とする。
（合計70名程度）
 - 第3号被保険者（約50名）
 - 就業の有無別・同居の子の有無別・同居の子の年齢別等に応じてグループ分け
 - 第2号被保険者（約10名）
 - 第3号被保険者であった者・正社員・同居の子のいる者等に応じてグループ分け
 - 第1号被保険者（約10名）
 - 就業の有無・同居の子の有無別等に応じてグループ分け

調査内容

- ・ 第3号被保険者制度に関する理解・評価
- ・ 公的年金制度に関する認識
- ・ 第3号被保険者等となった背景
- ・ 就労状況
- ・ 育児・介護等の状況

ヒアリング調査の対象①

○ 第3号被保険者（50名程度）に対して以下の考え方に基きグループを分け、個別にインタビュー調査を行う。

＜調査対象の考え方＞ ※ 【】内はグループ番号

- 第3号被保険者の性別構成に合わせて女性を中心に調査（少数ではあるが、男性も調査【14】）
- 無業、パートそれぞれについて、末子の年齢区分ごとに調査（夫婦のみの方についても調査）【1】～【12】
- その他、介護などの働く上での制約がある方についても調査【13】

グループ	公的年金加入状況	性別	配偶者の有無	就業状況	同居の子の有無・年齢	その他	人数内訳
1	3号	女性	あり	無業	末子2歳以下	—	3人
2	3号	女性	あり	無業	末子3～5歳		3人
3	3号	女性	あり	無業	末子6～11歳	—	3人
4	3号	女性	あり	無業	末子12～17歳	—	3人
5	3号	女性	あり	無業	同居の子なし	20代～30代※	4人
6	3号	女性	あり	無業	同居の子なし	40代～50代※	4人
7	3号	女性	あり	パート	末子2歳以下	—	3人
8	3号	女性	あり	パート	末子3～5歳	—	3人
9	3号	女性	あり	パート	末子6～11歳	—	3人
10	3号	女性	あり	パート	末子12～17歳	—	3人
11	3号	女性	あり	パート	子なし	20代～30代※	4人
12	3号	女性	あり	パート	子なし	40代～50代※	4人
13	3号	女性	あり	—	—	介護などの働く上での制限	4人
14	3号	男性	あり	—	—	—	2人

ヒアリング調査の対象②

- 比較対象として、第1号被保険者（10名程度）・第2号被保険者（10名程度）についてもインタビューを実施。

＜調査対象の考え方＞ ※【】内はグループ番号

【第1号被保険者】

- ・ シングルマザーの方【15】や、無業、パートそれぞれで同居の子どもの有無別【16】～【19】に調査

【第2号被保険者】

- ・ 第3号被保険者から第2号被保険者に転じたパート勤めの方について、末子の年齢別に調査【20】～【22】
- ・ 正社員の方（配偶者あり）【23】や、シングルマザーの方【24】、配偶者が第3号被保険者の方【25】についても調査

グループ	公的年金加入状況	性別	配偶者の有無	就業状況	同居の子の有無・年齢	その他	人数内訳
15	1号	女性	なし	—	同居の子あり	—	2人
16	1号	女性	あり	無業	同居の子あり	—	2人
17	1号	女性	あり	無業	同居の子なし	—	2人
18	1号	女性	あり	パート	同居の子あり	—	2人
19	1号	女性	あり	パート	同居の子なし	—	2人
20	2号（3号の過去あり）	女性	あり	パート	末子2歳以下	—	2人
21	2号（3号の過去あり）	女性	あり	パート	末子3～5歳	—	2人
22	2号（3号の過去あり）	女性	あり	パート	末子6～11歳	—	2人
23	2号	女性	あり	正社員	—	—	2人
24	2号	女性	なし	—	同居の子あり	—	2人
25	2号	男性	あり	正社員	—	配偶者が3号	2人

ヒアリング調査の内容（例）

- 第3号被保険者となった背景や就労の状況、育児・介護などの状況、年金の認識について、対象者の実態に即したインタビュー項目を設定し調査予定。（第1号被保険者・第2号被保険者に対しても同様に調査予定。）

【第3号被保険者制度の理解】

- 公的年金において、第3号被保険者と呼ばれる類型があるが、それに当てはまる人の保険料負担と将来の給付について知っているか。
- 第3号被保険者には保険料負担がなく、その期間は基礎年金を受け取れることとなるが、この制度をどのように評価しているか。

【第3号被保険者となった背景】

- 第3号被保険者となったきっかけは何か。
- 世帯年収はどのくらいで、金銭的余裕はあると感じているか。

【就労の状況】（パートの場合）

- なぜパートという就業形態を選択したのか。現在週どのくらい働いているか。
- 収入を意識して就業調整しているのか（具体的に意識しているもの（税や社会保険料）は何か）。
- 収入を意識する必要がなくなった場合、働く時間を延ばしたいと思うか。
- 被用者保険に加入する程度（週20時間以上）まで、労働時間を延ばすことができるか。
- 働く時間を延ばすうえでのハードルはあるか。
- 仮に第3号被保険者制度の見直しがある場合、働き方を変えようと思うか。

【就労の状況】（無業の場合）

- 就業希望はあるか。希望する場合、どのくらいの時間働きたいか。希望しない場合、その理由は何か。
- 働きたくても働けない事情はあるか（育児や介護など）。
- 仮に第3号被保険者制度の見直しがある場合、働こうと思うか。

【育児の状況】（同居の子ありの場合）

- 子どもの保育状況（保育園、幼稚園など）はどうか。
- 育児はどのような割合で負担しているか。（有配偶の場合）
- 子どもがいることがどのくらいの時間働くかの選択に影響を与えているか。
- 子どもがいることが働くかどうかの選択に影響を与えているか。
- 子どもが就労に影響を与えている場合、子どもが大きくなったら働き方を変えたいと思うか。
- 働き方を変えたいと思わない場合、その理由は何か。

【介護などの状況】

- 具体的にどのような状況か。

【年金の認識】

- 第3号期間については、基礎年金のみの給付となるが、どのように受け止めているか。老後生活資金をどのように賄うつもりか。
- 第3号被保険者であることを配偶者などの家族はどのように受け止めているか。